

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
特別支援学校教育支援事業
群馬支部募集要項

特別支援学校を対象とした教育支援事業は、そこに学ぶ幼児・児童・生徒の教育環境の充実のための支援を行うことを目的としています。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 群馬支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

青少年の健全な育成に資するため、教育・文化の発展・向上に寄与するという当会の目的を実現するため、特に教育環境づくりが困難とされる特別支援学校を対象に、教育図書または教材・教具の贈呈を通して、学校教育の向上・発展に寄与することを趣旨とします。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの

(3) 募集対象

国公立の特別支援学校

(分校・分離校舎のある学校では、それぞれの校舎も対象とします)

(4) 募集期間 令和4年10月24日（月）～令和4年12月2日（金）

(5) スケジュール

令和4年	10月19日（水）	特別支援学校長会で募集要項等を配布
	10月24日（月）	申請受付開始
	12月2日（金）	申請締切
	12月15日（木）	選考委員会
	12月23日（金）	決定通知の送付
令和5年	1月13日（金）	特別支援学校長会で目録贈呈式を実施
	1月16日（月）	助成金の送金
	2月28日（火）	成果報告書の提出締切

※ 申請書について問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成決定後に活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

募集要項に添付してある「特別支援学校教育支援事業 申請書」に、必要事項を記入し、当支部に提出してください。

② 締切

締切は令和4年12月2日（金）必着とします。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校名、助成内容、助成金額や贈呈式の様子を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

3. 助成金額・使途

1校あたり20万円（税込）を上限とします。

助成金の使途は、教育図書の購入、または教材・教具の購入とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 教職員用の図書を購入する費用
- (2) 娯楽性の高いマンガ・雑誌等を購入する費用
- (3) 教材・教具の場合、汎用性のある機器等の購入費

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4. 選考

(1) 選考方法

① 日教弘群馬支部教育振興事業選考委員会の選考後、群馬支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。

② 決定後、採否結果と助成金額を文書で各申請学校に連絡します。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 : 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 : 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。
- ③ 事業の必要性 : 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 : 申請内容の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5. 成果報告書等の提出

- (1) 助成対象校は、申請金額に応じた教育図書または教材・教具を購入してください。その際、必ず購入店等から納品書と領収書を受け取り、原則として原本を成果報告書と併せて提出してください。なお、教育図書で一店舗あたりの合計金額が1万円以下の場合には、レシートの提出でも可とします。
- (2) 成果報告書及び領収書は、令和5年2月28日（火）までに、当支部宛に提出してください。
- (3) 提出された成果報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

6. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

7. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会群馬支部

〒371-0023

群馬県前橋市本町2-13-11 前橋センタービル13階

T E L : 027-232-5044 F A X : 027-234-4554

E - M A I L : gunma@nikkyoko.or.jp

URL : <https://www.nikkyoko.or.jp/gunma>